

○「特定口座約款集」新旧対照表

(変更箇所は下線の部分です。)

変更後	変更前
<p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>①～⑩ (現行どおり)</p> <p>⑪ お客様が第17条により開設された出国口座(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に規定する出国口座をいいます。以下同じ。)において保管されている上場株式等で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受入れる上場株式等</p> <p>⑫～⑳ (現行どおり)</p> <p>(特定口座内保管上場株式等の払出し)</p> <p><u>削除</u></p>	<p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>①～⑩ (省略)</p> <p>⑪ お客様が第18条により開設された出国口座(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に規定する出国口座をいいます。以下同じ。)において保管されている上場株式等で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受入れる上場株式等</p> <p>⑫～⑳ (省略)</p> <p>(特定口座内保管上場株式等の払出し)</p> <p><u>第10条 特定口座に受入れられている上場株式等については、次の各号に定める事項を除き、原則として特定口座からの払出しを行う場合は、あらかじめ当社に「特定口座内保管上場株式等の払出し申出書」を提出していただきます。</u></p> <p>① <u>特定口座内保管上場株式等を他の金融商品取引業者の特定口座へ移管する場合</u></p> <p>② <u>特定口座内保管上場株式等を贈与、相続又は遺贈により他の特定口座に移管する場合</u></p> <p>③ <u>特定口座内保管上場株式等について、当該特定口座以外で譲渡(当社で特定口座以外の口座に払出した後、速やかに譲渡する場合に限ります。)をする場合</u></p>

変更後	変更前
<div data-bbox="280 279 1019 343" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           特定口座内保管上場株式等の取扱いに係る説明書         </div> <p data-bbox="548 391 660 422" style="text-align: center;">(削 除)</p>	<div data-bbox="1176 279 1937 343" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           特定口座内保管上場株式等の取扱いに係る説明書         </div> <p data-bbox="1108 391 1982 518"> <u>お客さまが当社に開設された特定口座における特定口座内保管上場株式等の取扱いにつき、次に掲げる事項につきまして、御理解いただきますようお願いいたします。</u> </p> <ol data-bbox="1120 582 1982 1292" style="list-style-type: none"> <li>1. <u>当社は、税法上の規定に基づき、お客さまが当社に開設された特定口座における譲渡損益及び源泉徴収税額の計算等並びに年間取引報告書の作成等を適正に行う義務があることから、本制度の趣旨を逸脱することがないように努めなければなりません。</u></li> <li>2. <u>お客さまがやむを得ない事由により、当社に開設された特定口座から上場株式等(以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。)を払出す場合には、上記1の観点から、予め当社所定の書面「特定口座内保管上場株式等の払出しに係る申出書」に次に掲げる払出し事由をご記入の上、提出いただく必要があります。</u> <ol data-bbox="1120 1013 1982 1292" style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>特定口座内保管上場株式等を当社又は第三者に対する担保として利用する場合</u></li> <li>(2) <u>特定口座内保管上場株式等を贈与・相続する場合</u></li> <li>(3) <u>特定口座内保管上場株式等について、当該特定口座以外で譲渡(他社の一般口座に移管して譲渡する場合に限る。)をする場合</u></li> <li>(4) <u>特定口座内保管上場株式等を信託する場合</u></li> </ol> </li> </ol>

変更後	変更前
	<p>(5) <u>特定口座内保管上場株式等を当社又は第三者に貸付ける場合</u> (<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 15 項第 16 号の貸付契約に該当する場合を除く。</u>)</p> <p>(6) <u>その他やむを得ない事由がある場合</u></p> <p><u>なお、特定口座内保管上場株式等を他の金融商品取引業者の特定口座へ移管する場合、贈与、相続又は遺贈により他の特定口座へ移管する場合、特定口座を廃止する場合又は当社の一般口座に払出しされた後、速やかに売却注文を行う場合には、上記 2 の「特定口座内保管上場株式等の払出しに係る申出書」の提出は不要です。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u></p>

※次の変更につきましては、新旧対照表への記載を省略しております。

- ・法改正に伴う租税特別措置法等の条番号等の変更、約款の条番号の変更
- ・軽微の言い回しの変更